

これは正本である。
平成23年4月13日
藤沢簡易裁判所
裁判所書記官 陳野知 啓

第5回口頭弁論調書（和解）

事件の表示 平成22年(ハ)第2849号
期 日 平成23年4月13日 午前10時00分
場所及び公開の有無 藤沢簡易裁判所民事法廷で公開
裁判官 岩澤義輝
裁判所書記官 陳野知 啓
出頭した当事者等 原告 [REDACTED]
被告代理人 [REDACTED]

弁論の要領等

司法委員 島崎國昭 立会い

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

神奈川県茅ヶ崎市 [REDACTED]

原告 [REDACTED]

神奈川県茅ヶ崎市 [REDACTED]

被告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士

金子正志

同

齋藤大

同

久吉一

同

田邊

同

小林

同

片

第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は訴状記載のとおりであるか

第3 和解条項

- 1 被告は、原告に対し、本件敷金返還債務として(14万円)の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を平成23年5月15日限り、 銀行
 支店の原告名義の普通預金口座(口座番号)に振り込む方法により支払う。
- 3 原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 原告と被告は、原告と被告との間には、本件に関し、未払賃料分を含めて、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は各自の負担とする。

裁判所書記官 陳 野 知 啓